

マイナンバー（個人番号）カード 及び 電子証明書 利用のご案内

1 マイナンバーカードの利用と取扱い

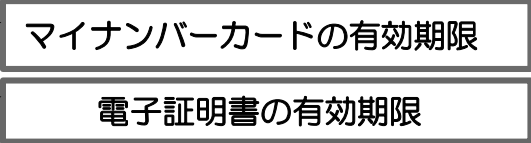
- ① マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類としてご利用できます。
- ② マイナンバーカードは、①以外にも顔写真付身分証明書としても広く活用できます。その際、マイナンバーカードのおもて面は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。一方、うら面に記載されているマイナンバーについては、①の場合に限りコピーが許されていることに留意してください。
- ③ マイナンバーカードのICチップに搭載される電子証明書の活用により、行政手続のオンライン申請や、コンビニなどで住民票の写し等公的な証明書を取得することができます。
※ 利用には、パスワードの設定が必要となります。

2 マイナンバーカードの管理とパスワードの扱い

- ① 紛失、盗難等のないよう大切に取扱いしてください。
- ② 設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。市区町村の窓口で配布された用紙等に記録し、大切に保管してください。
なお、パスワードを忘れた場合、住民票のある市区町村の窓口で本人確認を行ったうえで、再度設定していただく必要があります。
- ③ パスワードは、定期的に変更することをお勧めします。（ご自身で変更できます）
 - ・パソコンで変更：
「利用者クライアントソフト」のダウンロードと「ICカードリーダーライター」が必要です。
 - ・スマートフォンで変更：
「利用者クライアントソフト（JPKI利用者ソフト）」のインストールが必要です。
※ JPKI利用者ソフトアプリは、ダウンロード後、「JPKIMobile」と表示されます。

※ 公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp/>）にて、ICカードリーダーライターやスマートフォンの対応機種等の利用環境の確認を行ってください。
- ④ パスワードを規定回数以上誤ると、ロックがかかり利用できなくなります。
署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書・住民基本台帳用・券面事項入力補助用は3回です。
※ ロック解除を行う場合は、住民票のある市区町村の窓口で申請する必要があります。

3 マイナンバーカードと電子証明書の有効期限



マイナンバーカード発行時の年齢	マイナンバーカードの有効期限	電子証明書の有効期限
18歳以上	カード発行日から10回目の誕生日	次のいずれか早い日まで ①発行日から5回目の誕生日 ②マイナンバーカードの有効期限
18歳未満	カード発行日から5回目の誕生日	

※ 外国籍で在留期間の満了日のある方は、在留期間の満了日がマイナンバーカードの有効期限です。

4 マイナンバーカードと電子証明書の更新

有効期限を迎える方に、有効期限2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。

- ① **マイナンバーカードの更新：**
有効期限の3ヶ月前の翌日から、住民票のある市区町村の窓口や郵送、WEBで申請できます。
- ② **電子証明書の更新：**
有効期限の3ヶ月前の翌日から、更新可能です。住民票のある市区町村の窓口で申請してください。
※ 手続きを行う際、設定した電子証明書のパスワードの入力が必要です。
※ 有効期間が満了した場合も、改めて電子証明書を発行できます。

5 引越し等に伴うマイナンバーカードに関する手続き

- ① 引越しや婚姻等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。
- ② 引越しや婚姻等により氏名や住所など変更が生じた場合、署名用電子証明書は記載事項に変更が生じることから自動的に失効します。転入届や婚姻届の提出の際に併せて、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。
なお、利用者証明用電子証明書は、氏名や住所などを記載事項としないことから引越しや婚姻等があっても失効しません。

6 マイナンバーカードの紛失等の場合

- ① マイナンバーカードを紛失した場合には、直ちに次の電話番号に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。（365日24時間対応）

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178
- ・個人番号カードコールセンター（有料）0570-783-578
- ・繋がらない場合（有料）050-3818-1250

なお、マイナンバーカードの機能一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行ってください。

- ② マイナンバーカードを紛失、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。

その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届の受理番号を、焼失の場合は消防署等から出される罹災証明書をお持ちください。著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。

7 マイナンバーカードの再発行の手数料について

次のような場合には、マイナンバーカードの再発行に手数料がかかります。

- ・紛失、焼失、毀損、自主的な返納後の再交付
- ・在留期間満了によりマイナンバーカードが失効している外国籍の方が、在留期間を延長した上で新たに交付申請を行う場合
- ・マイナンバー（個人番号）変更による再交付
- ・国外転出後、国内転入時にマイナンバーカードを紛失している場合
- ・転入に伴う継続利用期間超過後の再交付

手数料	① マイナンバーカードに電子証明書を搭載した場合	→1,000円
	② マイナンバーカードに電子証明書を搭載しない場合	→ 800円

※ 追記欄の余白がなくなった場合や、国外転出による返納後の再発行、更新の場合は無料

8 マイナンバーカード等に関するホームページ

- ・総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
- ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・公的個人認証サービスポータルサイト(電子証明書の利用に関する情報)
<https://www.jpki.go.jp/>

9 コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、マルチコピー機が設置してある全国のコンビニエンスストア等にて、住民票等の各種証明書が取得できます。

※ マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されている必要があります。

- **利用できる日時**：毎日 午前6時30分～午後11時（システム休止日を除く）
- **利用できる店舗**：セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ等（マルチコピー機設置店に限る）
- **取得できる証明書と内容**

取得できる証明書	取得できる内容
住民票 ※1	本人分及び本人と同一世帯の方の分
印鑑登録証明書 ※2	本人分のみ（印鑑登録している方のみ）
戸籍証明書 （全部事項、個人事項）	本人分及び本人と同一戸籍の方の現在戸籍のみ （藤沢市に本籍がある方のみ） （藤沢市に住民登録がない方は事前に「利用登録」が必要です。 詳細はお問い合わせください。）
戸籍の附票	
所得（課税）証明書・ 非課税証明書	本人分かつ最新年度分のみ （証明の課税基準日（1月1日）に藤沢市に住民登録がある方）

※1 改製原住民票、除票は取得できません。また住民票コードは出力されません。

※2 市役所等の窓口にて、印鑑登録証明書を発行する場合は、従来どおり印鑑登録証が必要です。

窓口ではマイナンバーカードで印鑑登録証明書を発行できませんので、印鑑登録証は処分しないでください。なお、手帳タイプの印鑑登録証で印鑑登録証明書を発行することはできませんので、カードタイプの印鑑登録証に切り替える必要があります。

10 健康保険証利用

一部の医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。利用にあたっては、事前の「健康保険証利用の申込」が必要です。

※ マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されている必要があります。

- ① スマートフォンやパソコン（ICカードリーダーが必要）からマイナポータル上で申込んだり、セブン銀行ATM等から申込んだりいただけます。
- ② お使いの健康保険証でもこれまで通り、受診が可能です。
（お使いの健康保険証が使えなくなるわけではありません）
- ③ マイナンバーカードに対応したカードリーダーの導入が済んだ医療機関・薬局が対象です。受診する際は、マイナンバーカードで受診できる医療機関・薬局を事前にご確認ください。
※ 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）にて対象の医療機関をご覧ください。